**第４回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：平成２９年１０月３０日（月曜日）１５時３０分から１７時３０分まで

場所：國民會舘住友生命ビル　１２階中ホール

出席委員

　嵐谷　安雄　　一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会評議員

大竹　浩司　　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

小田　昇　　　関西鉄道協会専務理事

小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻

特別支援教育実践研究センター長　教授

倉町　公之　　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

柴原　浩嗣　　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

下村　喜幸　　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

髙橋　あい子　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃　　弁護士

坪田　真起子　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

豊田　泰隆　　株式会社ＫＯＴＯＹＡ代表取締役

中内　福成　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

　　　　　　　　特定非営利活動法人大阪障害者センター理事長

西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

久澤　貢　　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

前川　たかし　一般社団法人大阪府医師会理事

吉川　和夫　　大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会顧問

與那嶺 司　　 神戸女学院大学文学部総合文化学科教授

　◎　会長

オブザーバー

　山田　和弘　　大阪法務局人権擁護部第二課長

　村田　泰弘　　大阪労働局職業安定部職業安定対策課長（代理：渡邉　和江課長補佐）

　清水　俊博　　近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課長

　河原　勝利　　茨木市健康福祉部障害福祉課長

　根本　康也　　島本町健康福祉部福祉推進課長

○事務局　定刻になりましたので、「第４回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在の委員は配布しております委員名簿のとおりでございます。本日は委員数２０人のうち委員１９名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領第３条の規定により、出席いただくオブザーバー５名のうち５名のご出席をいただいております。

続きまして、事務局について障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

　次第

配席図

　大阪府障がい者差別解消協議会委員名簿

　大阪府障がい者差別解消協議会専門委員名簿

　資料１－１　障がい者差別解消ガイドライン「解説編」（素案）

　資料１－２　障がい者差別解消ガイドライン「事例編」（素案）

　資料２－１　あっせんについて

　資料２－２　あっせんに関する要領（案）

　資料３　　　広域支援相談員が受けた相談事例の検証に関する質的調査について

　参考資料１　平成２９年度上半期大阪府広域支援相談員相談対応状況

　参考資料２　出前講座事業進捗状況について

　また、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領第４条に基づきまして、ガイドライン改訂に関わる委員からの資料をお手元に配布しております。

　資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

　なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則公開としております。後日、配布資料とともに委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いします。

　次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員や手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員等がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりとかつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

○会長　はい。皆様、こんにちは。今回で、「第４回大阪府障がい者差別解消協議会」でございます。今年は例年に比較して暑い夏が１０月に入っても続くと思っておりましたが、やはり必ず夏は終わり秋来るということで、あっという間に１０月３０日で、１０月もあと１日限りでございます。今日は第４回でございますから、第５回には障がい者差別解消ガイドラインの具体の内容を皆様方にご紹介できるよう、事務局と力を合わせて頑張っているところでございます。

ようやく形になってまいりましたので、今日はその障がい者差別解消ガイドラインの改訂内容についてお諮りしたいと思います。もう一つは条例に定めておりますあっせんに関する具体的な手続き等の要領について、少し考えをまとめさせていただきたいと思いますのでご意見を頂戴したいと思います。

限られた時間で５時半までとなっておりますが、進行にご協力いただけますと幸いでございます。それでは早速、次第に従って議事を進めてまいりたいと思っております。議題１「障がい者差別解消ガイドラインの改訂について」事務局より、ご説明をお願いいたします。

○事務局　事務局でございます。失礼ですが座って説明させていただきます。それでは、私からは、資料１－１になります障がい者差別解消ガイドライン「解説編」と、資料１－２になります「事例編」についてご説明させていただきます。

まず、ガイドラインの解説編をご覧ください。現行のガイドラインから構成を変更している部分が多いですので、主な追記内容、また、変更内容をご説明させていただきます。現行のガイドラインはお手元の参考資料に綴じておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

　まず、目次をご覧ください。点字資料では２ページからとなります。解説編の全体構成をご紹介いたします。大きくは五つの項目で構成しております。まず、一つ目の大項目としまして「はじめに」、ここではガイドライン策定の背景と目的を記載しております。点字資料では３ページとなります。

　二つ目の大項目としまして「障がいを理由とする差別とは？」、ここでは不当な差別的取扱い、合理的配慮、その他不適切な行為など、また、行政機関と事業者に求められる対応、対応のポイントの五つを整理して記載しております。

続いて、点字資料では４ページとなります。三つ目の大項目としまして、「障がい者、事業者、府民とは？」。四つ目の大項目としましては、「障がいを理由とする差別に関する相談と解決の仕組みとは？」、となっております。

　それでは、１ページ目、点字資料では５ページになります。一つ目の大項目「はじめに」をご覧ください。現行のガイドラインでは、ガイドライン策定の背景について、昭和５６年の国際障害者年までさかのぼった記載となっておりますが、「障害者差別解消法」の成立につきましては、障害者権利条約の採択が大きな意味を持ちますことから、今回のガイドラインでは権利条約以降の動きを記載しております。

条約の採択、条約の趣旨を盛り込む形で障害者基本法の改正、また、そこに差別の禁止が基本原則として規定される。この基本原則を具体化するものとして障害者差別解消法が施行されたという経緯を記載しております。

　これは国が策定した基本方針と同様のスタイルとなるものでございます。なお、ガイドラインではそれぞれの解説のあとに参考としまして、差別解消法などの関係する条文などを抜粋して記載しております。

　墨字版の１ページ下、点字資料では７ページの下段となります。現行ガイドラインでは国の基本方針の記載がほとんどされていませんでしたが、今回、基本方針策定の意義、つまり差別解消の施策を総合的、具体的に実施するとの目的、また、基本方針に即して対応要領、対応指針が策定され、それらに基づき行政機関や事業者は差別解消の取組を進めることとされている旨を記載しております。

　墨字資料は３ページに移りまして、点字資料は１３ページになります。タイトルが「大阪府障がい者差別解消条例」のところでございます。現行のガイドラインの策定では、まだ府の条例は策定されていませんでした。今回、府の条例の概要と、条例上このガイドラインが府民が適切に行動するための指針となる位置づけである旨を記載しております。

　次に、墨字資料は４ページ、点字資料では１９ページになります。ガイドラインの目的の部分でございます。ここは現行のガイドラインの記載内容をベースに目的を分かりやすいよう３点に整理して、見出しを掲げて分かりやすくレイアウトいたしました。一つ目が府民の理解を深める。二つ目が理解し合う、対話、考えることのきっかけを提供、三つ目が府民全体で差別解消に取り組むとしております。

　次に、墨字資料では６ページ、点字資料は２２ページの中段からとなります。二つ目の大項目、「障がいを理由とする差別とは？」となります。まず、不当な差別的取扱いの説明を行っております。点字資料では２３ページとなりますが、ここで基本的な考え方を記載しております。基本的な考え方において新たに追記したのは四つ目のポイントになります。点字資料では２４ページの中段からになります。

　昨年度相談事例の検証で明らかになったことは、合理的配慮が提供されなかったことにより、サービスの提供の拒否、制限、条件付けにつながった事例が多く見られました。このような事案につきましては、大阪府としましては不当な差別的取扱いとして取り扱うこととする旨をこちらで記載しております。点字資料では２５ページから正当な理由の判断視点を記載しておりますが、墨字資料では次のページに移っていただきまして、点字資料でも２６ページの中段に移ります。二つ目のポイントとしまして、正当な理由の判断につきまして具体的な検討をせず、拡大解決することは法の趣旨を損なう旨を、今回新たに追記しております。

　次に、点字資料では２７ページの中段に移ります。合理的配慮についての基本的な考え方、まず一つ目として、合理的配慮についてできるだけ分かりやすいように一つ目の黒丸ですが、新たに説明文を追記しております。なお、それ以降は国の基本方針に沿った形で記載しております。

なお、８ページ、点字資料では３１ページまで飛びますが、合理的配慮の性質をより分かりやすく伝えるために参考資料としまして、有斐閣から出版されています『合理的配慮』という文献から引用しています。配慮という言葉につきまして、日常用語では思いやりのニュアンスが含まれていますが、合理的配慮とは個人の気持ち次第の思いやりではなく、共生社会にとって不可欠な機会平等のためのものという趣旨をこちらで記載しております。

次に、墨字資料では９ページ、点字資料では３２ページをご覧ください。過重な負担の基本的な考え方の部分でございます。点字資料では３３ページの中段になりますが、二つ目の黒丸をご覧ください。正当な理由と同様に、過重な負担についても拡大解釈することは法の趣旨を損なう旨を記載しております。

　また、その９ページの下です。点字資料では３４ページになりますが、昨年度の相談事例の検証を踏まえまして、その他不適切な行為として項目を設け、法上の差別の類型に該当しなかったとしても、法の趣旨を損なう行為であるため是正すべきである旨をこちらで記載しております。

　次に、墨字資料は１０ページ、点字資料は３５ページになります。行政機関等と事業者に求められる対応の部分でございます。ここでは新たに環境の整備に関する内容を追記いたしました。差別解消法では、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供は法の第７条、第８条に規定されておりますが、環境の整備についてはその前の第５条において、行政機関や事業者における一般的責務として規定されており、重要な位置づけとなっております。このため、このガイドラインにおいても、まずは環境の整備を先に記載しております。

次に、墨字資料の１１ページ、点字資料では４０ページの中段になります。ここで（３）としまして、行政機関等に作成が求められている対応要領について、点字資料では４１ページの下段に移っていただきまして、（４）民間事業者における取組みの対応指針について、それぞれ概要を記載しております。

次に、墨字資料の１２ページ、点字資料では４４ページになります。ここでは墨字資料の下の部分になりますが、厚生労働省作成の対応指針の一部を参考としてご紹介させていただいております。事業者における相談体制の整備に関しましては、厚生労働省作成の対応指針がより丁寧な記載がされておりますことから、他の分野でも参考になるものと考えましてこちらで記載しております。

次のページ、点字資料では４６ページの中段になりますが、日常生活に関わりが大きいと考えられる対応指針をピックアップしてご紹介しております。

次に、１４ページ、点字資料では４９ページの中段からとなります。対応のポイントについて、現行のガイドラインからレイアウトを大きく変更しました。事業者と障がいのある人、それぞれの対応例につきまして、望ましくない例と望ましい例を整理して、このページでは記載しております。

次に、墨字版では１５ページ、点字版では５２ページをご覧ください。三つ目の大項目です。障がい者、事業者、府民の記載は、現行のガイドラインを基本的に踏襲しております。なお、障がい者につきましては、社会モデルに基づいて定義されておりますので、この部分に関しましては、社会モデルの考え方を解説したものを挿入しております。点字資料では５３ページの中段から５４ページにかけて、そのような旨を記載しております。

次に少し飛びまして、墨字資料では１８ページ、点字資料では５９ページをご覧ください。四つ目の大項目、「障がいを理由とする差別に関する相談と解決の仕組みとは？」となります。まず、中項目となります「相談及び紛争防止等のための体制の整備」におきましては、障害者差別解消法上での差別解消のための体制に関する内容を記載しております。

点字資料では６０ページの中段に移りますが、行政機関は自ら対応要領を定め内部における服務規律の仕組みなどによって是正が図られること。また、事業者においては事業者に関する主務大臣が対応指針を作成し、事業者の自主的な努力義務を促し必要に応じて主務大臣等が報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うこととされている旨をこちらで記載しております。

次に、墨字資料は１９ページ、点字資料では６２ページの中段からとなります。ここでは、「大阪府障がい者差別解消条例における相談体制の整備」となります。まず、条例の前提としましては、府内市町村に相談窓口を設けられ、相談対応をしていることを記載しております。点字資料では６３ページの中段になりますが、条例に基づき大阪府に広域支援相談員を配置していること。また、点字資料では６４ページになりますが、障がい者差別解消協議会を設置し、それの下に合議体を組織して広域支援相談員への助言や、広域支援相談員では解決が困難な不当な差別的取扱いに関する事案に対応するためあっせんを行う。また、知事による勧告、公表、このような紛争解決の仕組みを記載しております。

次に、墨字版の２０ページ、点字版では６９ページの中段からになりますが、ここでは参考としまして、障がい者差別解消支援地域協議会のことを書いております。市町村において設置促進が望まれるものでございます。このようなものを活用しながら、設置促進に向けて取り組んでいただければと考えております。

それから、まだ検討中のものもございますので、かなり飛びまして墨字資料では２３ページ、点字資料では７４ページをご覧ください。巻末参考資料としまして、障がい者に関するマークをご紹介しております。また、２５ページ以降、点字資料では８１ページの中段以降になりますが、大阪府が取り組む障がい理解の啓発について冊子や事業を紹介しております。このような形で現在解説編を合議体で検討していきたいというところでございます。

続きまして、事例編、資料１―２の目次をご覧ください。点字資料では２ページか３ページにかけてとなります。事例編の全体構成をご紹介いたします。大きな項目としましては、「はじめに」、続いて「ガイドラインの対象分野」、この中に「情報保障の重要性」を位置づけております。

次に、現行ガイドラインを踏襲して六つの分野ごとに不当な差別的取扱いと合理的配慮の事例を記載しております。事例編の作成にあたりましては、現行ガイドラインの事例に加えまして、広域支援相談員の受けた事例、各省庁の対応指針、内閣府の合理的配慮等の事例集を踏まえ、府民に分かりやすいと思われる事例を精査しつつ、文章や表現等も見直したうえで改訂作業を行っているところでございます。また、環境の整備と不適切な行為等についても事例を追記しております。後ほどご説明させていただきます。

それでは、事例編の１ページ、点字資料では４ページのはじめにをご覧ください。ガイドラインの事例編の目的としましては、具体的な事例をお示しすることで差別解消に向けた理解と取組が広がり、法の意義と趣旨が社会全体で浸透していくことを目指す、としております。

次の事例参照上の留意事項、点字資料では５ページになります。ガイドラインの事例は六つの分野に整理して記載しておりますが、当該場面が登場する障がい種別に限らず、異なる場面や異なる障がい種別に変えても広く活用できる内容で、汎用性のある事例であること。また、障がいは多様なため、個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じて柔軟に対応する必要がある旨をこちらに記載しております。また、不当な差別的取扱いや望ましい合理的配慮の事例に加えまして、環境の整備や不適切な行為についても事例を記載しております。

次に、４ページ、点字資料では１１ページの下段から１５ページになります。ガイドラインの対象分野について、レイアウトを変更で記載しております。

次に、６ページ、点字資料では１５ページの中段になります。情報保障に関しまして、前回の解消協議会におきまして、情報保障の重要性についてご意見をいただきました。このため現行のガイドラインの構成よりもさらに大きなタイトルに位置づけ記載しております。また、情報保障の配慮、支援につきまして、千葉県の「障がいのある人に対する情報保障のガイドライン」を参考に追記しております。

次に、７ページ以降、点字資料では１７ページの中段をご覧ください。ここから対象分野ごとに不当な差別的取扱い及び望ましい合理的配慮の事例を掲載しております。不当な差別的取扱いの事例につきましては、現行のガイドライン、また、広域支援相談員が受け付けた事例、また、国の対応指針の中から分かりやすいものを選び掲載しております。なお、広域支援相談員が受け付けた事例につきましては、個人情報保護の観点から一部加工を行ったり、典型的な事例として府民に分かりやすく示すことができるよう修正しております。また、現行ガイドラインの事例についても表現等の見直しを行いました。

合理的配慮の事例記載のスタイルについて、少しご説明させていただきます。例といたしまして、商品のサービス分野をご説明させていただきます。墨字資料では８ページ、点字資料では２１ページの下段からになります。大阪府の相談窓口にはこのような合理的配慮があり良かったなどの相談は寄せられないため、内閣府の合理的配慮等の事例集、また、各省庁の対応指針の中から分かりやすいものを選んで記載しております。

点字資料では２３ページになりますが、望ましい合理的配慮の事例につきましては、基本方針においては、合理的配慮を物理的環境への配慮、意思疎通への配慮、ルール・慣行への配慮に大きく類型されていますことから、その考え方に即しまして事例を整理、記載しております。なお、それぞれまたがる部分もありますので、「主に○○に関すること」と整理しております。以降、対象分野６分野を同様の構成として整理しております。

次に、墨字資料では２０ページ、点字資料では５２ページの中段をご覧ください。教育分野です。ここに参考としまして、文部科学省の対応指針を参考に、配慮事例の参考ＵＲＬを掲載しております。

次に、２５ページ、点字資料では６５ページの中段になります。ここでは新たに環境の整備に関する事例として２例を掲載いたしました。この環境の整備の事例につきましても、府の相談窓口には「このような環境の整備を行った」などの声は相談窓口には寄せられませんので、内閣府の合理的配慮等の事例集をベースに事例を記載しております。

次に、墨字資料では２６ページ、点字資料では６８ページの中段からになりますが、広域支援相談員が受け付けた事例の中で不適切な行為と累計されたものの中から記載しております。

次に、２７ページ、点字資料では７１ページの中段からになります。参考資料としまして、障害者差別解消法に係る裁判例を記載しております。これは内閣府が取りまとめた判例集の中から、商品サービス分野より２事例、公共交通分野より１事例、教育分野より１事例を抜粋して紹介しております。

掲載判例につきましては、差別解消法施行前の判例であること、また、判決内容だけを重視するのではなく、なぜこのような考えに至ったのかという法の解釈をきちんと理解するという観点で掲載してはどうかと考えております。なお、事例につきましては、本文に掲載できなかったものについて、別冊として一覧を作成しております。どのような形でお示しするかにつきましては今後検討させていただきますが、出来るだけ多くの事例を挙げて啓発していきたいと考えております。少し雑ぱくでございますが、ガイドラインの説明については以上のとおりでございます。

○会長　はい。ありがとうございます。今年度の障がい者差別解消協議会については、６月の第３回協議会でもお示ししましたが、ガイドラインの改訂を運営の柱にしたいということを、今回のガイドラインは解説編と事例編で、毎年、特に事例編については事例等を改訂していきたいと思っております。解説編につきましても、適宜必要な箇所については見直しをしていくということでございます。それぞれ内容について事務局にて精査をしていただいた上で、合議体にて改訂の審議をしてまいります。解説編では法や基本方針、条例について追記されております。事例編では昨年度の広域支援相談員が受けた相談事例の検証等も踏まえ、それを内容に反映させていくものでございます。府民の皆様に分かりやすいもの、そして、国での事例なども参考にさせていただきながらイメージがわきやすい事例とさせていただいているところです。

　本日は、委員より意見として資料を提供いただいております。委員よりご説明をいただいたあとで、皆様からご意見をいただきたいと思います。お願いいたします。

○委員　失礼します。お時間をいただきましてありがとうございます。また、資料をご覧いただければと思います。合議体をはじめ委員の皆様には、ガイドラインの改訂をご検討いただきまして本当にありがとうございます。私のところは８点お示ししましたので、また、議論の検討に加えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

１点目は解説編のところです。６ページに不当な差別的取扱いの基本的な考え方があります。障がいのある人を障がいのない人と比べて優遇することということがありますが、障がいのある人の平等を実現するために、障がいのない人と比べて優遇するということが優遇措置の説明だと思いますので、平等を実現するためにということを挿入してはどうかということが１点目です。

　２点目は、合理的配慮の基本的な考え方のところです。合理的な配慮とはという形で説明が書かれています。最後に機会の平等を確保するためのものですと書かれています。私が思うのは、この平等の考え方には、機会を等しくする平等、形式的な平等と、それから結果あるいは実質的な平等を実現するというものがあると思います。合理的配慮は障害者権利条約の訳にもありますように、平等を保障するための必要かつ適当な変更及び調整となっていますので、機会の平等に留まるものではないのではないか、と思います。そのような意味で、「機会」を削除して「平等を確保するため」という表現にしてはどうかということが２点目です。

　３点目は、９ページにその他、不適切な行為等の基本的な考え方があります。今回、入れられたところですが、その１点目に、大阪府では障がいのある人に対する不適切な発言や差別的な態度に関して、不適切な行為として整理しています、と書かれています。

ここはこのようにすればどうかと思います。「差別とまでは言えないが障がいのある人に対する不適切な発言や態度に関して」という形にしてはどうかと思います。差別的な発言、態度というのは、やはり差別的取扱いに位置づけられるのではないかと思います。発言であっても許されることではないと思いますし、結果的に利用を制限するという形になると思います。法務省などでは、差別表現として差別の中に差別発言のことも位置づけられております。

最近ではヘイトスピーチで障がい者に対しても向けられるということがあったりしますので、そのような意味でこの差別的な発言というものは、不適切な行為に入るのではなく差別的取扱いに位置づけられるのではないかと思います。そのような意味でこの不適切な行為のところは、「差別とまでは言えないが不適切な発言や態度」という形で説明すればどうかと思います。

次に、４点目です。個人の差別的行為、１６ページのところです。府民のところに事例として個人の差別的行為の説明があります。その回答のところで、「障害者差別解消法は行政機関や事業者を対象にしており」と書かれていますが、ここは「障害者差別解消法が定める差別解消のための措置は、行政や事業者を対象にしており」にしたほうが正確ではないかと思います。

障害者差別解消法は国及び国民の責務と定めております。措置としては行政機関や事業者の措置を定めているということですので、障害者差別解消法の国民の責務からしても、個人の行為は許されないこととなりますので、差別解消法自身が行政機関や事業者を対象にした法律なのだという誤解を避けるための表現がいいかと思います。

　それから事例編ですが、５点目に書かせていただきました。不当な差別的取扱いとなる事例は、なるべく正当な理由かどうかのポイントや要件が分かるように書く必要があると思います。なかなか細かい作業になりますが、表現として、何が正当な理由になるのかならないのかというところを、この事例のところでできる限り記述する必要があります。正当な理由かどうかを議論する参考になるのがこのガイドラインですので、そこを表現として整理してはどうかと思います。

　６点目に、障がいのある人に対する情報保障が２として前のほうに出されています。ここまでは考え方まで書かれていますが、情報保障は共通事項になると思いますので、各分野で共通に出て来るような事例とかはこの２のところにまとめて置いたほうが分かりやすいのではないかと思いました。これは全体との構成で検討していただければと思います。

　７点目は、１５ページの住宅分野の不当な差別的取扱いの「例えば」のところですが、宅建業者と保証会社の事例が書かれていますが、家主の例も入れておけばどうかと思います。家主が断る事例がありますし、家主は個人であっても事業者になると思いますので、例として示しておいたほうがいいのではないか、また、宅建業者の方が家主さんとお話をされるときにも事例として示せるのではないかと思います。

　最後に８点目です。事例編の最後にある障害者差別解消法に係る裁判例ですが、裁判例はなるべくガイドラインに出されている事例との関わりで選択してはどうでしょうかということです。どれだけの事例になるのか私はよく分かりませんので勝手なことを申し上げていますが、判例を読んでおりますと、事例で出されていることとは反対と読めるようなところがあるとか、障がい者差別と認められなかった判例とかが出されています。何が認められなかったのかということをこれは示すということなのですが、ガイドラインの事例集の事例と混乱が生じないようにできればと思います。これは要望でございます。

　ガイドラインは本当に現場で、差別か差別でないか、私どもも人権相談をやっておりますが、差別なのか差別でないのかということを話し合うときの大切な基準になりますので、表現とか内容とか、できる限り整理した形で提案できればと思いますのでご検討をよろしくお願いいたします。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。ご指示いただきました意見は、このあとの合議体でガイドラインの検討の際に改めて一つひとつ検討させていただきたいと思います。事務局より今のご意見についてお答えすることはありますか。

○事務局　はい。事務局でございます。ご意見どうもありがとうございます。合議体の中でも先ほどご指摘のあった不適切な行為の表現について、ほかの委員の先生からもいろいろご意見があり、この説明は分かりにくいという話も聞いているところでございます。ただ今、会長からおっしゃっていただいたとおり、合議体のほうでまた議論させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○会長　はい。それでは皆様、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○委員　少し早く退席させていただきますので、先に意見を述べさせていただきます。今ご意見をいただいた８の例なのですが、差別解消に関する裁判例です。私も全く同じ意見で、前向きな裁判例を出していただければと思います。１と２、２もあとのほうで努力に努めることを求められるとされていますが、３につきましては、この事案については、この事件は判決で高裁の場合は全部正当な理由を排斥して、正当な理由に当たらないと。だから差別的取扱いであるという認定をしています。その上で、ただ、時間的余裕がなかったから不法行為にまでは当たらないという結論になっているわけです。ですから、判決の要旨のところはその部分を書いていただきたい。不当な差別的取扱いに当たると書いてある部分を書いていただければと思います。４の教育分野については、これは当たらないとされた事例なのですが、その前に、平成２１年に奈良の下市町で差別に当たるという裁判例が出ておりまして、この平成２８年度の内閣府のこの調査にも載っておりますので、そちらを出していただいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。お願いいたします。

○委員　よろしくお願いいたします。少し委員のご発言とかぶるところがあるかと思いますが、私もこの裁判例の２９ページの４番で、これをどうして持ってこられたのかという疑問が少しあります。確かに不当な行為があるというのは調べてみて分かった部分ですが、やはりガイドラインのところに入れる事例としてはいかがなものかと、事務局でまたご説明があればと思います。よろしくお願いします。

○会長　はい。そのほかいかがでしょうか。お願いいたします。

○委員　はじめに解説編のほうでございまして、細かいことで申し訳ないのですが、１３ページです。上から参考のところの国土交通省の、省の中の考え方を書いておられますが、所管する九つの事業分野と書いておられるけれども、不動産、設計、鉄道と七つしかないのです。何が抜けているかと言えば、タクシー事業、それから航空事業が抜けているのかなということがございまして、これも今後事例が出るかもしれませんので、よろしくお願いしたいと思います。

　あと、事例編のほうでございます。５ページ左の公共交通機関の分野のイラストの中で、事業は鉄道事業、路線バス事業、航空旅客、タクシー事業者「など」となっておりまして、この「など」というのは何を指すのかということをお聞きしたいと思います。

　あと、同じく事例編でございまして、１２ページをご覧いただきたいのですが、公共交通分野の差別的取扱い、例えばということで、ここに五つの事例を挙げていただいております。例えば、上の三つにつきましては五つの事業で一般的に言えることかと思っております。あと、二つ下の航空旅客に関して云々というものと、同伴者がないことを理由に搭乗を拒否する、この下の二つについては、「航空事業」と書かれたほうが分かりやすいのではないかと思っております。搭乗を拒否するということですから。それから、この「例えば」の欄では、以前の案では国土交通省の基本方針の事例を書いておられたので、今は、国土交通省という記載はないということでしょうね。

　それから、その下です。不当な差別的取扱いとなる事例、上の事例と下の事例はどのように違うのかよく見たのですが、どうも下は今まで大阪府さんなどが取り扱われた主な事例ではないかと。極端に不当な取扱いの事例である一番上です。車いす利用者であることを理由にタクシーの乗車を拒否する。これは上のところでも障がいがあることを理由に乗車を拒否すると。同じ内容になっておりまして、車いすの下のバスの運転手が知的障がいのある人の乗車を拒否する。これも乗車拒否でないかということで、不当な差別的取扱いの事例というのは、大阪府の今まで取り扱った事例ということで「具体的な事例」として書かれたほうが、他の分野にもありますが分かりやすいのではないかと思っています。

　それから、上のほうの１番の例えば５事例ですが、国土交通省です。この五つの事例を、積極的に提供を行うべきと考えられる事例と。それからもう一つは提供することが望ましい事例と。国土交通省は二つに分かれておりまして、上の二つの中にはそれは混在しているのです。積極的に行うべきものと望ましい事例ということがありまして、その下の事例と少し分かりにくいようになっているのではないかと思いまして、ちょっとお願いしたいと。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。ただ今のご指摘、ご質問、事務局より説明できる部分があればお願いいたします。

○事務局　はい。ありがとうございます。まず、最初の裁判事例の件でございますが、ここに記載されている内容は、これは内閣府がまとめた事例の概要をそのままこちらで掲載させていただいているところです。ただ今、委員からご指摘がございましたので、この取扱いについても合議体のほうでご相談させていただきたいと思います。

　それから、委員から交通関係の事例等についてご意見がございました。例えば解説編の１３ページ。点字版では４７ページになります。ここで９つの事業分野等と書いてありますがということですが、すみません。こちらは単純にわれわれの記載ミスでございまして、ここはきちんと整理させていただきたいと思います。

　それから、事例編の墨字版の５ページ、点字版では１３ページの後段の事例編にかけてになりますが、公共交通機関のタクシー乗車「など」の部分のご指摘ですが、これは前回の現行のガイドラインには「ハイヤー」と書いてありましたので、これは不要であればこれらは削除してもいいかと考えておりますので、そこら辺も含めて事務局で整理させていただきます。

　さらに、墨字資料の１２ページ、点字資料は３３ページの部分ですが、このように本日いただいたご指摘を踏まえまして、事務局で精査しまして合議体に諮らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。今、ご指摘の内容を踏まえてご説明いただきましたがいかがでしょうか。委員、どうぞ。

○委員　先ほど委員からお示しいただいております不当な差別的取扱いになり得る事例のところで、正当な理由とならないポイントや要件を示すことが、という文言がございますが、やはりいろいろお店の建物の要件でありますとか、店の大小でありますとか、その辺の状況がいろいろありますので、ここで書いていただいていますように、「正当な理由とならない」ということのまさしくガイドラインを示していただければ非常に助かるのかと思っております。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。では、時間の関係もございますので、どうぞ。

○委員　委員から今回出されましたとおり、事例編のところで、６ページです。障がいのある人に対する情報保障の１、２、ということで説明が書いてありますが、一方で情報保障に係る事例については対象分野１、２、３、４、５、６、の分野について少しずつ載ってはおります。これにつきましては、情報保障の事例をそれぞれ載せております。

一方で、私たち聴覚障がい者を含めて情報保障を求める障がい者が言いたいのは、すべての分野においてきちんと情報保障が必要であるということ、強く表したいという意味で、委員からご意見がありましたように、６ページの事例を集めてそれをきちんと載せていく、それをぜひ載せてほしいということと、もう一つは各分野における事例がかぶる場合、それが重なっている場合は、文章の工夫を入れてそれぞれ載せていただいて、６ページでは情報保障分野の事例であるということをはっきりと表してほしいと思っております。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。時間の関係もございます。まだ、ご意見を考えている方もいらっしゃると思いますが、ここまでの質疑応答にさせていただきたいと思います。貴重なご意見、本当にありがとうございます。

　続きまして、議題２「あっせんに関する要領（案）」について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局　はい。事務局でございます。それでは、資料２－１、２－２に基づきまして、あっせんについてご説明させていただきます。

　まず、資料２-１をご覧ください。あっせんにつきましては現行の条例規則には規定がございますが、具体的な実務など細かいところまで示されておりません。府民に対して大阪府におけるあっせんの手続きにつきまして分かりやすく周知するために、具体的な実務などにつきまして、他の制度や他府県の先行規定等を参考にしながら要領を作成したいと考えております。あっせんに関する要領に盛り込む内容としましては、第２回から第４回の合議体の審議を踏まえ、次のように内容を整理しました。

　資料２－１を１枚めくっていただきまして、点字資料では２ページになります。大阪府におけるあっせん要領案に盛り込む内容について大きく三つお示ししております。まず、一つ目としましては、条例第１０条第２項ではあっせんを行うことが適当ではないと認める場合を除きあっせんを行うものとすると規定されています。

　このあっせんを求めることが適当でないと認めるときの具体的な場面を想定しまして、１から４に掲げる事項を整理いたしました。一つ目が裁判所で係争中の事案、または判決により既に権利関係が確定している事案に関する場合。これはもとより公的拘束力のある裁判によって、紛争解決を求めている趣旨をふまえると、合議体におけるあっせんを行うことについては意義が低いという考え方によるものでございます。

　また、裁判の判決と合議体が示すあっせんの内容が異なる見解があった場合、事業者に混乱を与える可能性が高いと考えられますので、このようなものは除くことにしたいと考えております。

　続きまして、損害賠償の請求がある場合ですが、差別解消法は私法上の効果が規定されておりません。損害賠償請求は、裁判所でのいわゆる民事手続きの救済方法の一つでございます。このため、元来合議体におけるあっせんにつきましては、そのような権能は有していないことから、この要領に盛り込む以前からこれはあっせんの対象外となります。ただ、一方、一般府民の方ではそこまで法制度を熟知している方がすべてではございませんので、できるだけ分かりやすいという観点から、この要領には損害賠償請求のことは対象にならないということを明記したいと考えております。

　続いて、三つ目は再申し立ての場合ですが、同じような内容で何度も審議を行うことは、会議運営上、非効率でもありますし、また、当事者双方にとっても大きな負担がかかるということですので、ここは対象外とさせていただきます。それから、その他の事項として、会長があっせんを行うことが適当ではないと判断した場合を盛り込むことにしたいと考えております。

　次に、二つ目の条例第１０条第５項第２号に定める、「あっせんによって紛争解決の見込みがないと認めるとき」についてですが、点字資料は２ページの下から３ページに記載しております。この中身につきまして、合議体におけるあっせんは法的効力を伴わない自主的な解決を促す調整を行う機関として位置づけられております。このため当事者間の意見の隔たりが大きく歩み寄りが難しい場合、あっせんを継続することは双方にとって負担が大きいと考えられることから、このため双方に情報を促しても解決が見込めない場合は、あっせんを終了することが妥当であると整理したいと考えております。

　その他、三つ目としてはあっせんの申し立ての取り下げについて記載しております。条例規則においては、申立人によるあっせんを取り下げる規定がありませんので、事務的な形として要領に盛り込むことにしたいと考えております。

　このように盛り込んだものを資料２－２の要領案として作成したいと思いますので、よろしくお願いいたします。資料２についての説明は割愛させていただきますが、資料２―２の３ページ、点字資料では７ページ以降は、各種様式をお示しさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、このほかにお気づきの点等がございましたら、また、こちらにお知らせしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

○会長　はい。ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて皆さまからのご意見、ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員　一般的なことを書いておられますので。

○会長　はい。それでは、このような形で議題を進めさせていただきたいと思います。具体のあっせん事例が出てからどういうふうにするかを話し合う前に、あっせん事案が出て来るであろうということを前提として、あいまいであったところを「あっせんに関する要領」を踏まえながら、事務局を運営していきたいと言うことです。それでは時間の関係もございますので、ＤＶＤで少しご紹介したい資料がございますので進行を進めさせていただきたいと思います。

第３のその他ですが、まず、広域支援相談員が受けた相談事例の検討についてご説明をお願いいたします。

○事務局　事務局でございます。資料３の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。資料３ということで、広域支援相談員が受けた相談事例の検証についてご報告させていただきたいと思います。

　まず、一つ目に質的調査の手法を用いた事例検証についてですが、（１）広域支援相談員の受け付けた、事業者における障がい者差別に関する相談事例の中から、相談分類が「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の不提供」、「不適切な行為」であったもの、かつ活動手法が「調整」であったものに該当する事例を対象に検証を進めてまいりたいと考えております。

　この「調整」という手法につきましては、広域支援相談員はそのほかにも「傾聴」や「情報提供」といった対応が考えられますが、この「調整」につきましては、相談者ご本人ですとか、事業者等に深く介入して解決を図ったものでございます。

　点字資料は２ページ目に移りますが、このような検証により具体的な対応や経過について分析し、建設的対話のあり方や相談対応における効果的な解決方法を検証したいと考えております。また、（２）ですが、広域支援相談員に対して相談事例や対応方法についてインタビューを行い、実際の対応と紛争解決のポイントを探ってまいりたいと考えております。進捗状況のご報告ですが、先ほど申し上げた分析対象の相談事例は、平成２８年４月から平成２９年８月末で１１ケースございます。その記録を広域支援相談員の対応記録をローデータといたしまして、紛争解決のプロセスを分析しているところでございます。

　点字資料は３ページ目に移ります。具体的には対応記録のデータをコーディングといいまして、テキストデータのラベル付けを行うと書かせていただいていますが、例えば対応記録において、Ａさんの主訴についてＢ社に事実確認をしたところ、「そのような行為はしていない」という返答であり、食い違いがあった、という記録が文章としてあった場合、そこに「Ａの主訴とＢ社の食い違い」といった、これはあくまでも例ですが、そのようなラベルを一つひとつ記録の文章に付けておりまして、その事例すべてにその作業を行ったところです。

　今後は付けられたラベルをグルーピングする作業に入りまして、最終的にグルーピングされたカテゴリー間の関係性などを体系化していきたいと考えております。また、インタビューにつきましては、相談員の対応記録を踏まえながら質問項目を検討しまして、11月中旬を目途にインタビューを実施する予定でございます。点線に囲んだ下の部分です。点字資料は少し飛びますが、障がい者差別については基本方針３、啓発活動において国民一人ひとりの障がいに関する知識や理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられるとありますように、障がい者差別の一要因として障がい理解の不足が挙げられております。

　点字資料は４ページ目に移ります。一方、広域支援相談員が受け付けた相談事例からは、必ずしも障がい者の知識、理解の不足や意識の偏りのみならず、本人と事業者とのコミュニケーションのずれや誤解が生じていることですとか、事業者側が具体的な配慮方法を知らなかったこと、組織内で配慮に関する情報共有がうまくいっていないことなどが要因として挙げられるのではないかと考えられます。

　そのため、紛争解決に介入した具体的事例について一つひとつの現象を丁寧に読み解くことにより、何が障がい者差別に至らしめる要因として考えられるのか。紛争解決のポイントとして何が挙げられるのか等を分析結果からお示ししたいと考えております。このことによりまして府内市町村の職員に対して相談対応にあたってのポイントをお示ししたり、事業者に対する啓発の一環にもしていきたいと考えております。

　続いて、裏面をご覧ください。点字資料は５ページになります。障がい種別ごとの事例検証について、今後の進め方について報告させていただきます。第１回から第３回合議体におきましては、それぞれ知的障がいと肢体不自由に関する相談事例の検証、次に、事業者、飲食店とスポーツクラブですが、その取り組みの紹介、そして、知的障がいと視覚障がいに関する相談事例の検証を行ってまいりました。なお、第４回合議体につきましては持ち回り審議とさせていただきまして、本日、お示ししておりますガイドラインとあっせんに関して審議を行いましたので事例検証は行っておりません。

　点字資料は６ページ目に移りまして、年度末の報告取りまとめに向けて、今後の検証の進め方については、構成委員以外の委員等に出席を求めて意見を聞きたいと考えております。視覚障がい、聴覚障がい、精神障がいにつきましてご意見を伺い、第７回合議体に向けて相談事例の検証のまとめを作成していきたいと考えております。資料３につきましては、以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。検討のまとめです。参考資料１にもありますように、件数が何件で、類型ごとの表などで状況を分析してまいりましたが、少し質的調査を行ってカテゴリー、グルーピングなどから一定の知見を導くことができればと考えているところです。これについて皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。目下作業中ですので、具体の概念図などが出て来ると、皆様からさらにご質問とかご意見をいただくことができるのではないかと思います。途中報告というふうになっております。よろしいでしょうか。

そのあと障がい種別ごとの事例検証をしていただきたいと思いますので、ご意見をいただければと思います。それでは、今、申し上げた参考資料２について、事務局より加えてご説明いただきたいと思います。

○事務局　事務局でございます。参考資料１の説明をさせていただきます。参考資料１では、平成２９年度上半期、大阪府広域支援相談員相談の対応状況についてということで、平成２９年４月から平成２９年９月末まで受け付けた相談件数についてとりまとめました。

点字資料は１ページ目の中段辺りでございます。まず、相談件数について、上半期は計92件、対応回数は５３４回となっております。昨年度は１年間で計１２５件、対応回数は５１７回であったため、件数、回数共に昨年度より増加しております。また、対応回数についてですが、点字資料は２ページ目の中段から下段になりますが、１件当たりの対応回数の平均が５．８回となっております。昨年度は１件当たり平均４回程度であったことから、対応回数についても増加しております。

　次に、相談者の内訳についてですが、点字資料は２ページ目の下段でございます。市町村からの相談が約３０％、直接相談が７０％となっておりまして、昨年度の割合であります市町村が２２％、直接相談が７８％に比べ、市町村の割合が少し増えている傾向にございます。

　そのほかの状況につきましては、資料をご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。全国的に見ますと、相談事案の件数は大阪では比較的出ていると思っています。条例及び相談体制がしっかり機能しているのだと思います。これについてご質問等はいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○委員　グラフは分かりますが、その中身が分野ごとに載っていますが、その中に重複障がいが分からない。それ以外のところに入っているのではないかと思いますので、情報保障が明確に出ていない面ですとか、グラフにはきちんと明確に表してほしいと思っております。

○会長　はい。事務局では、これについて資料など説明の準備はございますか。

○事務局　事務局でございます。相談事例にはいろいろな要素が入っておりまして、現時点でそこだけ切り出してお示しするところまでは厳しい状況にあることをご理解いただきたいと思います。

○会長　この段階では整理できていないということなのですが、年度末までには精査は可能なのでしょうか。

○事務局　現在、われわれの中で相談を分類していますのは、例えばこのガイドラインにも書いているとおり、例えば合理的配慮の中身は国が示した物理的環境への配慮でありますとか、意志疎通への配慮、ルール・慣行の配慮、そのような形であれば年度末にはお示しできると考えております。

○会長　そのようにしますと、コミュニケーションのところの件数を見ればおよその整理がつくということですね。

○事務局　はい。そのようなことになります。

○会長　はい。分かりました。そのほか、ご質問はいかがですか。はい。お願いします。

○委員　今、昨年度の実績に比べて市町村からの相談が割合増えてきているということでいいことだと思っております。この仕組みが府内全域に広がっていけばいいと思いますが、その市町村からの相談の数字というよりは、市町村の広がり具合というのはどのような状況なのでしょうか。

○会長　事務局、お答えできますか。

○事務局　すみません。広がりというのはどのような。

○委員　同じ市町村からたくさん件数があるという場合もあると思いますし、多くの市町村から、どれぐらいの市町村から相談が出てきているのかみたいな。

○事務局　まだ、府下全域に広がっているというところまで、大阪府に相談が寄せられているという状況まではいっていません。市町村の中でもまだなかなか取組の濃淡がございまして、よくわれわれも昨年度の冬から各市町村を広域支援相談員が直接出向いていろいろ情報交換とかをやるようになって、相談員同士の顔つなぎとかをやっている中で、徐々にお互いの市町村との信頼関係ができつつありますが、引き続きわれわれとしてはいろいろな勉強会でありますとか、合議体で得た情報等を提供させていただきながら、今後とも市町村との連携を強めたいと考えております。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。はい。それでは、最後の参考資料２になりますが、今年度の出前講座、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　このあとＤＶＤを流しますので、こちらの前でご説明させていただきます。

参考資料２ですが、これまで６月に開催された第３回障がい者差別解消協議会において、今年度の出前講座事業の事業内容の報告をしたところでございます。現在の事業の進捗状況を簡単にご報告いたします。出前講座の事業内容ですが、今年度は企業様が自主的に自らの従業員さんに対して研修を行うために、教材テキストの作成や研修プログラムの開発をすることで、次年度以降、企業様の自主的な取組を促進する環境に資することを目指して取り組んでいるところでございます。

　事業者ですが、はじめにご紹介いたしました６月の公募型プロポーザルの選定委員会で、大阪障害者自立支援協会と株式会社アステムとの共同企業体であるＡＳＩＬ共同企業体が選定されております。教材テキストのイメージは、基本テキストと、大阪府が作成した「『ほんまおおきに！！』障がい理解ハンドブック」に挟み込む別冊案の２種類になっています。別冊案については、平成２５年に実施した障がいを理由とした差別と思われる事例の募集結果から、商品サービス分野を抜粋して編集します。

　ＤＶＤですが、基本ＤＶＤと対応ＤＶＤの２種類を作成します。基本ＤＶＤは今からご覧いただきますが、障がいの社会モデルを深めることを目的に作成します。対応ＤＶＤは対応編、気づき編としまして、障がい当事者に対して困りごとについてインタビューを行い、気づいた困りごとを解決するための工夫について考え、実行できるよう促す内容とします。

　参考資料２の３、デモンストレーションがありますが、このデモンストレーションのイメージは、基本テキストやＤＶＤの試作品を業界の集まりでデモンストレーションを実施し、ご意見をいただくこととしています。

　最後に試行研修というものもやる予定です。デモンストレーション後、業界から個別指導の推薦をいただいて中間管理職の方による当該企業の、主に非常勤とかアルバイト職員に対して研修を実施して意見をいただきます。このようなイメージで進めたいと考えております。

　では、今から作業中ではありますが、基本ＤＶＤの映像を前のスクリーンに映し出したいと思います。まだ作成途中でございますので、今から申し上げる３点についてご了承いただきたいと思います。手話の部分は現在作成中で、今回流す映像にはまだ対応されておりません。また、タイムカウントが表示されますが、これは完成後には消えます。サンプル映像もございます。それではよろしくお願いいたします。

＜ＤＶＤ上映＞

○ナレーション　障害者差別解消法の研修にご参加いただきありがとうございます。この研修は商品の販売やサービスを提供する事業に従事しておられる方々を主な対象として、障害者差別解消法が求めている事柄を理解していただくために開催するものです。この法律の正式名称は障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、２０１６年４月１日からスタートしています。名称に差別の解消という言葉が使われていることからも分かるように、残念ながら今日の社会にはまだまだ障がい者に対する差別があると言わざるを得ません。

　この研修では、商品の販売やサービスを提供する仕事の中でどのような事柄が差別なのか、また、差別を解消するために皆さんにどのようなことが求められているのかを一緒に勉強していきましょう。障がい者に関する国際的な動き、差別解消法の説明に入る前に、障がい者に関する国際的動きと国そして大阪府の動きを見ていきましょう。

国連が大きな役割を果たした障がい者に関する取組は、１９８１年の国際障害者年の取組と２００６年の障害者の権利条約の採択です。大阪府では障がい者計画の基本理念、人が人間（ひと）として支え合い共に生きる自立支援社会づくりに基づくさまざまな施策を展開するとともに、２０１６年４月からスタートした障がい者差別解消条例に基づき差別解消の取組を進めています。

　「障がいの理解」。このように障がい者に関する取組の進展の中で、障がいに対する理解、考え方が大きく変化してきました。社会でさまざまな活動をするとき障がいのある人が障がいのない人と比べて不利になることがあります。このような不利はその人が持つ機能障害によるものだと考えられてきました。この考え方を障がいの医学モデルといいます。障がい者が不利になるのが社会環境に原因があるという考え方が、障がいの社会モデルです。

　社会にはさまざまな人がいて、それぞれがいろいろな不便さや困ったことを抱えて暮らしています。でも、自分以外の人の不便さや困ったことは気がつきにくいものです。ちょっとしたことに気づくことが始まりです。すべての人々が障がいのある人のことを正しく理解し、適切な接し方をすることができる社会を実現できれば素晴らしいと思いませんか。

○インタビュー回答者　やはり誰かと一緒に行ったときに「どっちの席がいいですか。カウンターがいいですか。テーブルがいいですか。いすを取りましょうか。いすに移りますか」という言葉を、自分ではない相手、友達とかに聞いて、友達も「こいつのこと分からへんし、こいつに聞いてや」みたいな。

普通に一緒にいる人があたかも支援者であるような感じで意見を聞くというのは、障がい者に対して人として扱うのではなく、お客さんとして扱っていない行為なのかなというのが一番寂しいことです。

だから普通にお店の人も２人に聞けばいいと思うんですよ。障がい者の人がコミュニケーション取れるかどうかも分からないですし、はじめて障がい者が来たらたじろいでしまうのが当たり前だと思いますので、「席どうしますか。こちらがいいですか。こちらがいいですか。見てみますか。どうぞ、どうぞ」と。

普通のお客さん、ただ単に少し幅が広くて背丈が高い、通るのに少し横歩きできないお客さんなだけで、ほかはあまり変わらない。そのように冷静にやるのが一番大事なのかと思います。そんなに難しく考えないで、というのが一番難しいのですが、それが大事かと思います。

○ナレーション　「障害者差別解消法の概要」。これから障害者差別解消法の説明に入ります。２０１６年４月１日から施行されています。この法律は主に次のことを定めています。国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止すること。差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す基本方針を作成すること。行政機関等ごと分野ごとに、障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領、対応指針を作成すること。また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の「障がいを理由とする差別」を解消するための支援措置について定めています。

　この法律は行政機関や民間事業者を対象としていますが、行政機関以外の民間事業者とは会社や店舗などで同じサービスを継続して行う人々のことです。この法律の対象となる障がい者は、障がい者手帳を持っている人だけではありません。障がいや社会の障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

　次に、この法律のいう民間事業者による差別的な取扱いの禁止と合理的配慮についてお話しします。この法律では会社やお店などで事業を行っている人が障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり制限したり条件を付けたりするなどの差別的な取扱いをすることを禁止しています。この法律では障がいのある人からバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意志が伝えられたときに、負担になりすぎない範囲で民間事業者が対応に努めることを求めています。民間事業者がこうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利、利益が侵害された場合も差別的取扱いに当たります。

「不当な差別的取扱いになるのか」。受付の対応を拒否する。障がい者向けのサービス提供時間を限定する。保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。このようなことは特別な事情がない限り、一般的に差別的取扱いになると考えられています。また、その取扱いについて正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を説明し理解を得るよう努めることが大切です。

　「合理的配慮とは」。基準や手続きの柔軟な変更、施設等の物理的環境への配慮、補助器具やサービス提供の際の配慮など、必要かつ合理的な配慮をすることが求められています。合理的配慮は、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意志が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応に努めることが求められるものです。

　重すぎる負担があるときでも、障がいのある人になぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。例えば、従業員が少ないお店で混雑しているときに車いすを押して店内を案内してほしいと伝えられた場合に、話し合ったうえで負担が重すぎない範囲で別の方法を探すなどが考えられます。その内容は障がい特性やそれぞれの場面、状況に応じて違ってきます。

○事務局　ＤＶＤは以上になります。

○会長　はい。ありがとうございます。今のＤＶＤについてご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○委員　このような内容のものをいろいろ見せていただいて、ほとんど解消しているのですが、要はこのようないろいろなものが、このＤＶＤもそうなのですが、やはりいかにして皆さんに一般の人に分かりやすくする方法を提供していくかというのが、たぶん今後の課題だと思います。

私は、団体で昭和４８年７月に、近畿のいわゆる主要な鉄道局と協定を結んでいます。何を結んでいるかといいますと、障がい児用ベビーカーの使用についてです。６項目の規定がありますが、２項目にはベビーカーの使用承認または障がい児専用と表示したステッカーを付けること。二つ目は、乗車時間は９時から１４時までの間とすること。４番目は、列車の昇降は原則として車掌の乗務する最後部の車両を利用すること。

このようなことをして、やっとベビーカーが乗せられるようになったという時代から考えると、本当に世の中の発展に感謝しているわけですが、いかにこのようなガイドライン等が、皆さんにどれだけ普及されていくのかということが課題かと。これはおそらく２０年、３０年かけて作り上げていくのだと思いますが、「差別かどうか」という規定ではなくて、やはり共生社会を実現するために、今何が課題になっているのか。特に社会的に何が課題になっているのかということを強調していただくような、ポスターとかそのようなものも含めて、広く普及していただければと思っております。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後にオブザーバーの方から、可能な限りで結構ですので、お一人ずつご意見をいただければと思います。お願いいたします。

○オブザーバー　ＤＶＤを見せていただきまして、まだまだ少し作業中ということですが、より分かりやすくいろいろイラストなども加える形で、テロップとか文字とかをもう少し増やしていただいて、皆さんに分かりやすいものができるようによろしくお願いいたします。

○会長　はい。ありがとうございます。お願いいたします。

○オブザーバー　はい。私からは、今年６月に発生した航空会社の搭乗問題です。これを巡り、大阪府の相談窓口に大変お世話になりました。この問題につきましては、障がい当事者の方が航空会社に乗れなかったということで搭乗トラブルが発生したということでございます。これを受けまして国土交通省も、先ほども９事業者とありましたが、すべての事業者に対してこの９月に通達を出しております。

鉄道をはじめとする航空事業者並びに不動産でありますとか旅行業者に対して、障がいサービス解消に基づく適切な対応をするよう通達を出しています。この中身については、やはり合理的配慮の提供を最大限に努めなさいという内容が盛り込まれております。

さらに今、政府でも言っておりますが、説明を行う際に具体的かつ丁寧な説明をするよう、この通達では求めているところでございます。この通達の趣旨が事業者に適切に伝わるよう、私どもも努力していきたいと思っております。私からは以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○オブザーバー　私どもでは、雇用分野における障がい者差別でありますとか、合理的配慮が日頃携わっているところになりますが、やはりどのようなことが差別なのか、また、合理的配慮とはどこまですればいいのかというところが、日々事業主さん等からご相談があるところでもございます。

また、逆に障がいのある当事者の方からは、差別ではないかということでの訴えであるとかご相談がありますが、当事者の方へも不当な差別的取扱いの周知がまだまだ不十分なところがあるのかと思っております。差別解消法等に関しても、いかに障がいのある当事者の方々へ周知とか、このような事例等の普及ができるのかというところが課題になってくるのかと思っておりますので、私どもも勉強しながら共に周知、普及等に精進できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長　はい。相談事例は半年でどれぐらいなのですか。

○オブザーバー　差別というより合理的配慮の相談事例が非常に多いのですが。私どもで数を取っているのはかなり問題が大きくなるような事案ですので、大阪で数十件というところでございます。それよりはどちらかといいますと、差別、合理的配慮の不提供が障がい者虐待につながる事案のほうが圧倒的に多くございますので、そちらは何百件、何百といいますと言い過ぎかもしれませんが、数百件とございますので、それにからんで対応しているところでございます。

○会長　はい。ありがとうございます。お願いいたします。

○オブザーバー　どうぞよろしくお願いします。例年１２月４日から１０日の１週間を人権週間と定めていまして、各種啓発活動を実施しているところですが、本年につきましても１２月４日から１０日までの１週間、第６９回人権週間と定めて各種活動を予定しているところです。皆さんの関係機関におかれましては、各種啓発ポスターですとか、リーフレットの掲示をお願いするかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。相談、この差別解消法関連の相談とかは寄せられているのでしょうか。

○オブザーバー　はい。件数的なものは手元に持っておりませんので、今、何件というのは申し上げられないのですが、実際の相談は多くございます。

○会長　そうですか。ありがとうございます。また、事務局に、分かってきたところでよろしくお願いいたします。それでは、本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。皆様、大変長い時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。

○事務局　本日は長時間にわたりご議論をいただきありがとうございました。閉会にあたりまして、障がい福祉室長より一言ご挨拶申し上げます。

○事務局　失礼いたします。閉会にあたりましてご挨拶をさせていただきます。まず、議会の日程が変更されましたことによりまして、本協議会も時間の変更をさせていただきましたことをお詫び申し上げます。

　本日は障がい者差別解消ガイドラインの改訂案でありますとか、あるいはあっせんに関する要領案、また、相談事例の検証等につきまして、それぞれ専門的な立場から貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

ガイドラインの改訂につきましては、例えばガイドラインを改訂して差別に当たるかどうかを判断する際に混乱のないようにということで、記載すべき裁判例については検討すべきではないかと。特に不当な差別的取扱いに当たる例を掲載すべきではないかといったご意見、あるいは情報保障につきましては、非常に大切なことでございます。項目を別に起こして掲載しておりますが、そうするのであれば分野ごとの記載どおり、合理的配慮の例についても掲載すべきではないか等々、いろいろな意見をいただきました。

いただいたご意見につきましては、このあとまた、合議体にフィードバックさせていただきまして、ガイドライン等に反映すべき事柄、あるいは今後の施策の参考とすべき事項等々に整理させていただき、障がい者差別解消の取組にしっかりと活かしてまいりたいと存じます。

今後とも府民の障がい理解の促進、もとより障がい者差別のない、すべての人にとってよくするまち、すなわち共生社会の実現に向けまして、われわれ一同、全力投球をしてまいりますということをお誓い申し上げまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○事務局　最後に事務連絡でございますが、次回の「第５回大阪府障がい者差別解消協議会」の日程についてお知らせさせていただきます。第５回大阪府障がい者差別解消協議会につきましては、２月２０日の１５時から１７時、本日と同じ会場（國民会館住友生命ビル１２階）で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて「第４回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたり、熱心な議論をいただきありがとうございました。

（終了）